

会 議 録

会議の名称	令和6年度第2回坂戸市防災会議
開催日時	令和7年2月6日(木) 15:00～16:00
開催場所	坂戸市役所201会議室
議長(会長)の氏名	坂戸市長 石川 清
出席者(委員)の 氏名・出席者数	筒浦良昌委員、村田啓之委員、中村雅仁委員、関宏委員、宮野慎太郎委員、手塚明正委員、小西勉委員、小塚満委員、石坂知己委員、浅野保委員、高山康彦委員、井上晋委員、柴崎慎二委員、栗原徹委員、佐藤健一委員、近藤猛委員、前原民子委員、宇津木優明委員、吉川潔委員、沼田淳司委員、太田正久委員、大澤勝委員、小西高志委員、椎木誠委員、渡辺和夫委員、山崎大二郎委員、丸山元孝委員、倉島洋二委員 計28名 ※筒浦良昌委員、関宏委員、宮野慎太郎委員、小西勉委員、太田正久委員、小西高志委員は代理出席
欠席者(委員)の 氏名・欠席者数	津田恵子委員、長谷川征慶委員、畑野雅之委員、新井政夫委員 計4名
傍聴者数	0名
事務局職員の 職・氏名	坂戸市総務部 石坂次長 坂戸市総務部防災安全課 福島課長、清水課長補佐、中村主任、小寺主事、松田主事
会議次第	1 坂戸市地域防災計画(素案)に対する市民コメントについて 2 坂戸市地域防災計画の改定(案)について
配付資料	1 会議次第 2 坂戸市防災会議委員名簿兼 第2回坂戸市防災会議出席者名簿 3 坂戸市防災会議事務局名簿 4 坂戸市地域防災計画(案) 5 坂戸市地域防災計画(案)新旧対照表 6 【資料1】坂戸市地域防災計画(素案)に対する市民コメントについて 7 【資料2】坂戸市地域防災計画(案)主な修正事項一覧 8 【資料3】新旧対照表訂正資料 9 【資料4】坂戸市地域防災計画(素案)に係る市議会からの質疑について

発言者	審議の内容(審議経過・決定事項等)
事務局 (防災安全課長福島)	開会
会長 (市長)	あいさつ
議題(1)坂戸市地域防災計画(素案)に対する市民コメントについて	
事務局	資料1に基づき説明。 1 市民コメントの実施概要について 坂戸市地域防災計画の改定を進めるにあたり坂戸市参加条例に基づき市民コメントを実施。実施期間は令和6年12月6日から令和7年1月6日までの32日間、応募箱を市役所1階市政情報コーナー、3階防災安全課窓口、各地域交流センター、各出張所、中央図書館に設置するとともに郵送、ファックス、メール、電子申請によりご意見を募集した。募集の結果、1名の方から2項目のご意見が提出された。 2 ご意見の内容と意見に対する市の考え、対応について (1) 1つ目のご意見 ①坂戸市地域防災計画(案)第二編の37頁。 (イ)の交通関連施設の震災予防対策の計画内容の中の高速道路管理者は、施設の耐震性及び安全確保を図る。担当機関 東日本高速道路株式会社についての内容。 意見の概要としては、阪神淡路大震災の際に高速道路が倒壊したのは記憶に新しいが市内の関越自動車道がどの程度の強度があるのか、また、震災による多重衝突事故で火災が発生した際、消防が活動できない状態ではどのようなになるのか。これらの問題は坂戸市の問題ではないかもしれないが、起こった時には多大な影響を及ぼすため、このような疑問に対する回答を示してほしい。 ②当意見に対する市の考え対応等について 高速道路の強度に関しては、高速道路を含めたそれぞれのインフラ、例えば上下水道、鉄道、電気施設、通信施設などのそれぞれの構造物の強度の詳細を本計画に掲載しますと膨大な量になってしまうこと。また、各施設の強度に関しましては各インフラの管理者がその責任の基、適正に対応するものであると考えていることから、本計画に各施設の詳細な強度を掲載していないため当意見に基づく本計画の修正は行わない。 一方、災害時の事故等による交通の混乱は意見の通り、本市の災害時における応急対策活動に多大な影響を及ぼすことが想定され、また、上位計画の埼玉県地域防災計画において被害状況や

事務局

混雑状況等、迅速かつ的確に把握することは極めて重要なことであり、各関係機関が連携して的確に対処することとの記載もあるため当意見に基づく本計画の修正を行いたい。

修正内容は新旧対照表の10頁。

修正箇所は、1 道路ネットワークの確保(1)取組方針において修正前の段階では「大規模地震に際して、被災者の救助、避難誘導、捜索及び物資の輸送等を円滑に行うために、必要な道路の確保を図る。」としていたが、次に追記して、「なお、震災時の応急対策活動を効率的に行うため関係各機関は、被害状況等を積極的に調査把握し、関係機関同士が連絡を密にしていることを的確に対処する。」の文章を新たに追加する。

なお東日本高速道路株式会社から当意見に対しての回答を市の考えと合わせて回答する。

(2) 2つ目のご意見

①本計画(案)の第2編39頁。

ア 電気施設の震災予防対策の「電気事業者は、施設の耐震化及び安全施設の整備を図る。」担当東京電力パワーグリッド株式会社川越支社について。

意見の内容は、東日本大震災の際に高圧送電鉄塔が破損した記憶があるが市内の高圧送電鉄塔は、場所によっては液状化地盤の上に建っている。この場合、揺れが大きくなり鉄塔が倒壊しなくても高圧電線が切れる危険性があるため高圧送電鉄塔がどれくらいの震度まで耐えられるのか。また、電線が切れた場合の対処法などに対して東京電力パワーグリッド株式会社が所有しているデータを添付していただきたい。

②当意見に対する市の考え対応等について

東京電力パワーグリッド株式会社川越支社に確認したところ、「東京電力パワーグリッドが所有しているデータの添付については社外秘情報のため、ご提供は差し控えさせていただきます。」との回答のため本計画の修正は行わないものとした。

なお、東京電力パワーグリッドから当意見に対しての回答を市の考えと合わせて回答する。

3 市議会からの質疑について

坂戸市地域防災計画素案に係る市議会からの質疑について。

市民コメントを実施するにあたり、12月市議会において素案に対する質疑を募集したところ12項目の質疑が提出されたので参考までに報告する。質疑及び回答内容については参考資料のとおり。質疑に基づく本計画の修正は1項目であり、質疑9が該当。本計画への修正内容は次の協議事項(2)で説明する。

会長	質疑・意見なし。 異議なし、坂戸市地域防災計画(素案)に対する市民コメントについて原案のとおり進めます。
議題(2)坂戸市地域防災計画の改定(案)について	
事務局	資料2に基づき新旧対照表追加修正分で説明、資料3の追加説明 坂戸市地域防災計画(案)は昨年11月に開催した第1回防災会議で承認された計画内容から委員からの意見や埼玉県災害対策課の指摘事項、市民コメント結果や関係各位からの意見等を反映したもの。また、事務局で誤字、脱字、頁ズレ等の訂正やレイアウト等の見直しなどを行い修正したものである。前回から追加で修正した箇所をまとめたものが新旧対照表追加修正分である。 資料2坂戸市地域防災計画(案)主な修正事項一覧のとおり前回の会議から計画内容を変更したもの、新たに追加したものを中心に説明。 ①新旧対照表3頁 防災体制の行政の防災組織の消防機関で坂戸市消防団の構成について現在は団本部、分団、部の構成で消防活動をしておりますが消防団の充実強化のために検討を行い、来年度から分団単位で消防活動を行うこととなるため、それに合わせて部を削除。 ②新旧対照表4頁 坂戸市水防協議会について越辺川・高麗川水害予防組合の解散に伴い、令和7年4月1日より坂戸市水防協議会を設置することで現在事務を進めている。 委員の定数について検討を重ねた結果、埼玉県の水防協議会員の選出基準では実際の水害時に連絡を取り合う機関からの選出とされていることから、それに準じて水防関係機関である11名の方を委員に進出することとしたため定数の数値を修正している。 なお、選出区分につきましては、資料編156頁を参照。 ③新旧対照表10頁 市民コメントの結果において説明したとおり。 ④新旧対照表16頁 災害時における広報活動の1つとして株式会社テレビ埼玉の市町村データ放送サービスを利用して防災情報を含む本市の情報を発信していたが、来年度本サービスを契約しないこととなったので、本計画からテレビ埼玉(データ放送)に関する内容を削除。 ⑤新旧対照表25頁 埼玉県からの指摘事項。 災害救助法の適用に関して原文では救助法適用基準の1から4号を記載しているが、これは災害が発生した後の被害状況に応じた基準となる。災害救助法第2条第2項において災害発生する恐

事務局

れがある段階の適用がある旨を記載すること、との指摘。

検討の結果、救助法の適用は発災後だけでなく発災前での適用もあることを明記することが重要であると考えたので、災害救助法第2条第2項に関する内容を新たに追加した。

⑥新旧対照表26頁上段、27頁中段

市議会からの意見内容。

被災者総合相談窓口について現行の計画では市民相談室と記載していたが、災害時における市民生活班の主な活動内容に被災者の各種生活相談を記載していたため、素案段階で市民相談室に関する内容を削除した。しかし、被災者にとっての総合相談窓口は必要不可欠なものと考えていることから被災者総合相談窓口に関する計画内容を新たに追加した。

追加した場所は。26頁の発災時の応急対策の段階と応急対策後も引き続き設置することを想定しているため27頁の復旧対策の段階にも追加した。

⑦新旧対照表30頁中段

(2) 具体的な取組内容のうち※の部分について、関係機関より推移観測所の説明について各基準水位観測にはそれぞれ受け持ち区間があり、基準水位観測所の水位は、受け持ち区間内の堤防の低い地点で決まっているので、水位の情報は観測所地点の点の情報ではなく受け持ち区間の線の情報として捉える必要があるため表現の変更を検討されたい旨の意見がありましたので受け持ち区間の語句を追加した。

⑧新旧対照表31頁下段および32頁上段

準警戒体制の活動について前回防災会議で説明したが突発的かつ短時間で大きな被害をもたらす水害に対応するため警戒体制より素早く体制配備が可能な準警戒体制を新たに創設し、その体制における総合政策部の防災システム関連の補助業務を明確にしたものであり、32頁については準警戒体制で追加した活動内容が警戒体制第1配備に反映されていなかったため修正を行った。

⑨新旧対照表32頁下段

水防警報伝達系統図について水防警報は、通常河川管理者である荒川上流河川事務所から県を経由して本市に伝達する連絡系統になっているが荒川上流河川事務所から直接、本市に伝達する補助系統もあるので新たに補助系統ラインを追加した。

⑩新旧対照表41頁上段

広域避難の支援におけるし尿及びゴミ処理の支援について担当を環境産業部としているが、し尿処理に関しては坂戸地区衛生組合の業務となるので新たに坂戸地区衛生組合を追加した。

事務局	(1) 本計画の資料編および様式編について 坂戸市地域防災計画(案)第6編36頁以降。 本計画案の後半には災害対応の際に活用する資料編と様式編を掲載している。 資料編につきましては、令和4年3月に改定した現行計画から新たに締結をした災害時応援協定を追加するほか資料編の掲載内容について各所管課、関係機関に照会し災害時の応急対策に関連する施設や設備等の現況を時点修正している。 また、様式編につきましても埼玉県地域防災計画に掲載されている様式に合わせるほか現在使用している様式に更新している。 (2) 新旧対照表の一部追加について ①新旧対照表において一部追加があるので資料3をもって追加。 災害時応援協定について令和7年2月4日に株式会社埼玉りそな銀行と災害時における坂戸市指定金融機関の事務取扱いに関する協定を締結したので新たに追加。 この協定は、災害発生時、通常の公金支払業務が行なえなくなることが想定されるため本市指定金融機関の埼玉りそな銀行と公金の取り扱いに関する協定を新たに締結した。 ②15 埼玉県・消防等の応急対策については本市が締結している協定ではないが、県や消防組合が締結し、災害の際に本市にも関連する協定を分かりやすくまとめたものである。
会長	質疑・意見なし。 異議なし 坂戸市地域防災計画(案)は原案のとおり改定させていただきます。 災害対策基本法第42条第5項の規定に基づき、事務局は埼玉県への報告および公表をお願いいたします。 委員の皆さまにおかれましては、本市の地域防災計画の改定にご協力いただきありがとうございました。
その他	
委員	<災害時の情報伝達について> 非常に一番大事な情報は情報ですが、本会議には情報が上がってまいります。その情報を、我々、例えば医療関係だと道路はどこが破損しているのか、通れるのか通れないのか、どこの病院には電気・ガスが通っているのか、そのようなライフラインの情報をどのように我々は得たいのか、情報の集約化はどのようになっているのか教えていただきたいと思います。

事務局	それでは本編の第2編65頁、A3で表記されているものをご覧いただければと思います。医師会との連絡調整に関しましては、この表の中にあります保健衛生班、市で言いますとこども健康部の方が所管にはなりますが、大きなことでなければこちらのこども健康部を基本的には通してということにはなります。また、災害の状況によっては市民健康センター等に医療拠点等ができますので、そちらの方に情報提供したり、状況によっては医師会にご協力いただきながら、災害対策本部の運営等もさせていただければと考えておりますのでよろしくお願いいたします。
委員	受動的な情報ではなくて、こちらから能動的に現在の最短の色々な状況を知ることができますかという質問。つまり、市役所の本部が逆に災害が起こった時に、その情報はどこから我々は得たらいいか全くわからないままでただ情報を待っているのでは何もできないので、その辺をどのように、例えばホームページをしっかりとクラウドでいつでも見られるようにする、総合的な災害状況を逐一報告していただくとか、そういった案はおありになるのか教えてください。
会長	丸山先生が言うような大災害が起きたら市だけでそのような対応はできないと思います。どこの病院が停電なのかはこちらでも調べようがないので、病院サイドから本部に集約して色々なことを言ってもらえれば、聞かれた時にこちらで対応できます。それは全ての、例えば警察も道路もそうですが、やはり災害対策本部に情報は集約してそれから発信していくしかないと思います。台風19号の水害ではそういうことはありませんでした、地震の場合はどうなるか全くわかりませんので、情報はしっかりとこちらで把握します。そして、医師会等の病院からも今こういう状態だと本部に言ってもらえれば対応の仕方も変わりますので、消防本部を含めた様々な機関の情報を災害対策本部に全部集中する、情報はそのような方向でやっていきたいと思います。
委員	わかりました。ただ、我々も患者さんを搬送しなければいけない時にどこの道路は通れるのか、橋が落ちた、そのようなことはめったにないと思いますが、それを病院の方から逐一市の方にお伺いするのか、それとも何か情報があればすぐこの道路は通れないといった情報があつてほしいなと思った次第でございます。それに対してこれから色々検討していただければと思います。よろしくお願いいたします。
会長	わかりました。

事務局	＜今後のスケジュールについて＞ 1点目は、災害対策基本第42条第5項において市町村防災会議が地域防災計画を修正した時は、都道府県知事に報告するとともに公表することと規定されている。本日の防災会議で本計画案が承認されたので事務局で公表に向けた確認を行ったうえで今年度中に埼玉県へ報告および公表をする。公表は、3月中に委員の皆様へ通知するとともにホームページでの公表を予定している。 2点目は、計画(案)第2編の190ページ避難施設の内容6段目、自主避難所について。線状降水帯の発生や記録的に短時間での大雨など突発的な水害に対応するため地域防災拠点の各地域交流センター及び坂戸市文化会館を災害対策基本法第49条の7第1項に規定に基づく指定避難所として新たに指定し3月中に公示する予定。 3点目は本計画の配布方法について、今回の改定以降から電子データによる配布を検討し、委員からの意見もなかったため基本的にはホームページからのダウンロードで対応していただきたい。ただ、事務処理等の都合上、CDROM等の電子媒体または製本された本計画が必要な方は、後日照会するので回答をお願いします。なお、本計画の製本されたものを希望する場合は来年度に配付するので承知いただきたい。
	質疑なし。
	議事終了、閉会